

令和5年第5回定例会（会議録）

開催日	令和5年5月16日（火）
開催場所	あま市役所 2階 F会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時35分
出席委員	溝口正己、堀江徹二郎、小笠原英司、吉川孝子
欠席委員	笹野奈津子
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 前回会議録の承認 日程第3 教育長の経過報告 日程第4 議案第27号 あま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について 議案第28号 後援申請について 議案第29号 令和5年度あま市社会教育委員の委嘱について 議案第30号 外国人の就学に係る在籍学年変更について（非公開） 議案第31号 指定学校変更申請について（非公開） 議案第32号 適応指導教室の入室について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月25日付け教育委員会委員の異動（新任）について ・令和5年度海部東部教育委員会連絡協議会役員及び事務局長について（報告） ・令和5年度あま市美和図書館運営協議会委員について（報告） ・あま市美和歴史民俗資料館の休館日変更について（報告） ・令和5年6月議会補正予算（案）について（報告）（非公開） ・あま市学校給食センター調理・配達等業務募集状況について（報告）（非公開） ・指定学校変更申請について（報告）（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） ・公文書公開請求について（報告）（非公開） ・生徒指導（令和5年4月）について（報告）（非公開）

発言者	議事の大要
	【開会時刻：午後2時00分】
教育長	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教育長	日程2、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委員全員	(会議録に署名)
教育長	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和5年4月15日～令和5年5月16日の経過を報告)
	市教育委員会関係 2回
	教育長用務 4回
	学校教育課事業 5回
	生涯学習課事業 2回
	スポーツ課事業 5回
	学校給食センター課事業 0回
	市行事 7回
	市議会関係 1回
	今後の予定
教育長	(質疑等を許可)
委員	今年度の学校訪問が始まりました。学校訪問に際し、学校からは良いことだけではなくて、困っていることについても情報共有してもらいたいと思います。
委員	コミュニティスクールについて、学校は学校運営協議会について十分ご理解いただいているものかとの声を聞いた。ご理解いただいていると思いますよとお答えしたものの、あま市においては学校の理解がいきわたる前に拙速に制度を進めてきたのではないかとも不安を持っている。逆に、委員になられた方も制度を理解いただけているのかという不安もある。

	あま市学校運営協議会規則があり、その規則でやらなければならぬこと、決めたことは地域に情報提供しなければならないことなどが規定されている。せっかく導入した制度なので、再度、学校や委員の方々にご理解いただくようにして、より機能する学校運営協議会となっていってほしい。
教 育 部 長	学校運営協議会の仕組みが十分に活用されているかと言いますと、そうではない状況があま市内小中学校の中にあることは事実です。学校長の中には、学校運営協議会とともに地域の力を借りることについて、二の足を踏む方がいます。協働、役割分担言いながらも、何人かの教員が一緒にやらなければならないのであれば、かえって教員の多忙化につながるのではないかと恐れる校長先生もいます。
委 員	全国、愛知県内でも学校運営協議会の仕組みを導入する自治体が増えている理由がそこにあると思われる。
教 育 部 長	ボランティアの方々はたくさん登録していただいている。好意的にとらえて、積極的に活用させていただきたいという校長先生もいます。
委 員	学校運営協議会の委員には責任も伴う。学校も草むしりだとかそういうことばかりではなく、不登校の問題など様々な心配事について、学校運営協議会に相談したらいいと思う。相談する中で、地域の民生委員は児童委員も兼ねているので、見守り相談支援などもしてもらえばいいと思う。
委 員	コーディネーターももっと活用してほしい。
教 育 部 長	民生児童委員の方々からは、個人情報保護の壁により、なかなか情報を得られないとも聞くので、難しいところである。
教 育 部 長	主任児童委員もいるので、学校が活用できればとは思う。
教 育 部 長	校長会議の場でもコミュニティスクールについて話をしようと思います。改めて規則を用いて説明をしようと思います。
教 育 部 長	他にご質問はありますか。

委員全員	(質疑なし)
教育長	<p>日程4、議案 3件公開 3件非公開</p> <p>議案第27号「あま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」</p> <p>趣旨は、美和公民館介護予防トレーニング室の利用者の範囲を、七宝総合体育館及び甚目寺総合体育館のトレーニング室に合わせ、統一を図るとともに、利用者の便に供するため、本規則の一部を改正するものです。</p> <p>内容は、美和公民館介護予防トレーニング室の利用者の範囲について、市内に在住し、または在勤する者に限定していたところを、本規則の運用上において、市外在住者も利用可能とする表記に改めます。</p> <p>施行期日は、公布の日から施行します。</p>
	(以下概略を説明)
教育長	(質疑等を許可)
委員	甚目寺と七宝のトレーニング室はどのような規定となっているのか。
スポーツ課長	甚目寺と七宝のトレーニング室の利用者については、原則として市内在住勤する者及び団体としています。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りではないとしています。
	なお、本件については令和4年6月議会で一般質問を受け、市外の方にも利用を拡大してほしいとのお話もありました。ご報告もさせていただいている内容ですが、新型コロナウイルスの感染拡大状況も踏まえて利用者人数を把握し、検討しますと答弁いたしました。
	以上を踏まえ、新型コロナウイルスの取り扱いが2類から5類に変更されたタイミングで、トレーニング室の利用については市外の方についてもご利用いただく運用とさせていただきます。
生涯学習課長	甚目寺、七宝のトレーニング室に合わせて、美和公民館の介護予防トレーニング室の利用についても市外の方も利用できるように変更するものです。

委 員	利用しようとする者の次のカッコ内の原則としてという表記はいるのですか。そもそも誰でも使えるようにしてもよいのではないか。
	利用しようとする者にあっては、利用券又は回数券の交付をもつて利用を許可する。との表記としてはどうか。
生涯学習課長	総合体育館の表記と同じものとしたところです。
委 員	総合体育館の表記も、そもそも誰でも使えるように原則としての表記を取ってしまってはどうか。
スポーツ課長	総合体育館の場合は、利用の範囲をトレーニング室に限定しているわけではないので、他の剣道場や柔道場など他の施設の利用についても考慮して、原則としてという表記を残しているものです。
生涯学習課長	その表記と合わせて、今回的一部改正とさせていただくものです。
委 員	美和公民館の介護予防トレーニング室以外の部屋の利用については、市外の方でも誰でも使えるようにしているのか。
生涯学習課長	市内在住勤の方とさせていただいています。
委 員	市外の方でも利用できるようにするのは、介護予防トレーニング室のみであるということか。
生涯学習課長	そのとおりです。
委 員	教育委員会が認めた場合というのは、どのような場合を想定しているのか。
スポーツ課長	総合体育館における教育委員会が認めた場合は、練習試合等で、市外のチームと利用することもあるわけで、利用の主体が市内の方やチームであれば市外の方も利用を許可するということを想定しています。
委 員	美和公民館においても、介護予防トレーニング室以外の部屋は、市内在住勤の方しか利用できないことも考慮する必要があるか。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 哓 全 哓	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 哓 全 哓	(協議)

教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第28号「後援申請について」審議3件
教育総務課長	<p>①「キッズプログラミング体験＆マネー講座」（ママラボ愛知西）</p> <p>事業目的は、プログラミングの基礎を通じて論理的思考を学ぶことです。</p> <p>事業内容は、【身近にあるコンピュータって何だろう？】【そもそもプログラミングって何？】と一緒に考えます。</p> <p>【子供】タブレットを使用し、実際にロボットを動かします。自分のプログラミングしたロボットが指示通りに動くか？もし違う動きをしたらどこで指示を間違えたのか？間違えたら「なんで？」ではなく、「どこを間違えたんだろう？」と一緒に探します。「考える力」だけでなく「想像する力」も養えます。ペーパークラフトの工作の時間も。</p> <p>【保護者】子供達の工作の時間を使い、ミニマネー講座を開催します。子育て世代の方のお役に立つお話し、プログラミングを通じて学校教育が今後どのように変わっていくかなどを伝えし、親子ともに楽しく学べるイベントです。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、参加者にとって安心できる講座にするためです。</p> <p>開催期間は、令和5年6月18日（1日間）です。</p> <p>開催場所は、あま市七宝産業会館第1会議室です。</p> <p>参加者は、市内年中～小学4年生とその保護者で、お子さん10名とその保護者を予定しています。</p> <p>参加料は、無しです。</p> <p>近隣では、一宮市に後援名義の使用許可申請を出していることがあります。一宮市では過去に許可を受けているとのことです。</p> <p>一宮市以外にはこの地方では申請がされていないとのことで、本市</p>

	が二番目に申請された市になるそうです。
	保護者向けのマネー講座について、ファイナンシャルプランナーが相談にあたると記載されていますが、チラシにも記載の一般社団法人ママと子どもの子育てラボが他県で開催した同内容の講座においては、民間の保険会社のファイナンシャルプランナーがマネー講座と相談にあたっているようです。当該保険会社は、住宅ローンや資産形成、各種保険の取り扱いを行う株式会社であるようです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	プログラミング体験のみであれば、問題ないようにも思われるが、マネー講座が同時に開催されている。
教育総務課長	過去にも同じようなマネー講座についての申請があったのではないか。
委 員	ございました。その時は不許可でした。
	マネー講座ということであり、ファイナンシャルプランナーも関与しているということであると、営利に繋がる可能性を排除できないのではないか。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、参加者にとって安心できる講座にするためとある。マネー講座が含まれている内容について、教育委員会が後援することによって、教育委員会が参加者に安心を与えてよいものか不安がある。
委 員	同意見である。
委 員	以前から、何度も極論として、後援名義の許可そのものをなくしては言っているが、なくすことができないのであれば、参加者だけではなく、主催者も市内の方や市内の団体に限ってみてはどうか。
教育総務課長	申請時に窓口では、新規の申請については不許可となることもあります。また、できるだけ詳しく聞き取りを行うようにもしています。さらに、教育的配慮や、あえて教育委員会である理由はあるのかということも問われると予告し、聞き取りをおこな

	つっているものです。チラシを配りたいという理由であるとか、お墨付きが欲しいという理由のみでは、許可されないと伝えています。
委 員	名簿を見てもあま市の方がいないのに、なぜあま市教育委員会の後援を申請したのであろうか。
教育 総務 課長	会場があま市であること、参加想定があま市民を主としていることであろうと思われます。
	とはいっても、主催にまであま市民限定を課すのは、運用の彈力性に欠けすぎるとも言えます。
委 員	普段からあま市内で活動している団体なのだろうか。
	普段からあま市内で活動している団体にのみ後援名義の許可を出すようにしてはどうか。
教育 総務 課長	真に市内で活動しているかどうかは、検証困難であると言えます。
委 員	あま市に関係する団体のみに後援名義の許可が出されて、あま市にあまり関係のない団体等からの申請は、窓口の段階で許可されませんよとお伝えして、そもそも申請されないようにできないのだろうか。
	少なくとも、お金にまつわる事業は、不許可となると窓口の段階で極力ご案内できないか。
教育 総務 課長	要綱からすると、窓口の段階で申請させないことまではやりすぎであると思われます。もちろん不許可となりうることは窓口でもご案内しているところです。
教 育 長	学校の中では、児童生徒への金融教育という分野もあり、それに近い行事に係る申請が出された時は、より詳細な聞き取りとご検討をお願いすることとなると思われます。
委 員	教育内容としての金融教育の場合は、官公庁や銀行協会のようなところが実施していて、株式会社や個別の企業によるものではないと理解している。
教 育 長	そのようなところが開催しているものもあるし、個別の金融機関が開催しているものもあると思われる。ただし、学校で関わる場合は、出前授業の形となり、行事に参加する形をとることは少ない。

教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
生涯学習課長	<p>②「ハワイアンキルト展」(ハワイアンキルト)</p> <p>事業の目的は、キルト作品の展示です。</p> <p>事業内容は、キルト作品の制作と展示です。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、ハワイアンキルト作品展示発表などです。また、ハワイアンキルト作品の展示を通して、あま市の文化振興に寄与したいとのことです。</p> <p>開催期間は、令和5年7月8日から7月9日（2日間）です。</p> <p>開催場所は、あま市七宝焼アートヴィレッジです。</p> <p>参加者は、県内、海部地域の一般30人程度を予定しています。</p> <p>参加料は、無しです。</p> <p>本団体は、あま市の文化協会に加盟している団体です。また、活動は、甚目寺公民館を主としているところです。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	展示して、見ていただくだけですか。
生涯学習課長	そのとおりです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
生涯学習課長	<p>③「NEO AMA FES」(NEO)</p> <p>事業の目的は、あま市を他の市町村の方々に知ってもらうことです。</p> <p>事業内容は、フェス、マルシェ、夏祭りを融合した新しいイベントです。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、地域活性化を目的としたイベントのためです。</p> <p>開催期間は、令和5年8月12日から8月13日（2日間）です。</p> <p>開催場所は、あま市美和文化会館です。</p>

	参加者は、県内、海部地域、市内の一般、学生約2,000人を予定しています。
	参加料は、無しです。
	あま市にも後援名義の許可申請を同じく出しているところとのことです。市の方は、まだ検討中であるとのことです。
	主催のNEOという団体の会長は、市内に住む高校生です。本生徒が中心となってNEOという団体を立ち上げ、本行事を計画しているところです。会則第3条に本団体の目的が記載されており、あま市の観光商業振興を目的とし、大学生～20代を中心としたイベントを通して、短期的な賑わい創出と長期的なあま市の発展に貢献することとなっています。
	別紙企画書を見ていただくと、目的として、あま市を他の市町村の方々に知ってもらうため、特徴として①学生が1から企画したイベント②若者も来てくれる夏夜のイベント③フェス、マルシェ、夏祭りが融合した若者目線からの全く新しいイベントとあります。ターゲットとして、①子供からお年寄りまで②市内の方々③お盆で帰省中の市外の方々で、内容は、屋外に2つのステージ、屋内に1つのステージを設置し、記載の内容で各種催しを行うもので、この他、キッチンカーやテントでの飲食物の出店を計画しているとのことです。
	収支計画書は、記載のとおりです。収入については、出店料やステージ料、広告及び寄付でまかなわれる予定です。
	なお、役員のうち副会長及び監事には、あま発未来創造塾のメンバーが含まれています。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	市が後援した場合は、教育委員会が重ねて後援する必要はないのではないかと思われる。
委 員	会長が申請に来たのですか、どのような様子であったのですか。
生涯学習課長	会長本人が申請にいらっしゃいました。しっかりした様子の好感の

	持てる青年でした。
委 員	若い方が、あま市のために動いてくれるのは、とても嬉しいことだし、
	ありがたいことであると思うのだが、教育委員会の後援名義の許可を
	出すかどうかは、それとは別にしっかりと検討しなければならない。
教育総務課長	私も申請に同席しましたので、補足でご説明します。
	団体の説明資料にある役員一覧のうち、会長から4人目の監事までの7名は大学生等で、5人目から7人目までの監事は、社会人です。
	会長は高校生ですが、海外在住期間が1年あり、年齢的には大学生と同じ年齢です。学生さんたちだけでは、ノウハウも経験も当然ないの
	で、この社会人の監事さんらが、久屋大通公園などで各種のフェスを開催している豊富な経験があるとのことで、助言をしているとのことです。
	今回の企画書についても、方法や手段等について助言を受けながら作成しているとのことです。
	会長本人について、申請時にお会いした印象としては、しっかりとした考えを持ち、その考えをしっかりと発言することのできる方であるとは思いましたが、先ほど委員がおっしゃったように、内容としては良いことであるし、ありがたいことでもあると思いますが、後援名義の許可を出すか否かは、それだけでなく営利面であるだとか、実績であるとかも考慮して検討する必要があることも、事実であると考えます。
委 員	キッチンカーや出店は、計画通り来てもらえるのか心配です。
	自由に来てくださいというわけではなく、出店料を取ってきてもらうので、出店数が収入に直結するためです。
委 員	連絡して上手にアピールし、集客があると見込んでもらえば、キッチンカーや出店の方々も商売だから来るんじゃないだろうか。
委 員	そもそも、この内容をこの計画金額で開催できるのだろうか。
委 員	警備員も2人しか置かなくて、後はボランティアでまかなうとあるが、大丈夫だろうか。計画では、2,000人の集客を見込んでいる

	ところ。2日間開催なので、単純計算でも1日あたり1,000人のお客様が来るのだが、事故やケガなく開催してほしい。
生涯学習課長	私どもも公民館等でも行事を行うことがあります、1,000人の集客となると、かなり大型のものとなり、相当の注意を必要とするところです。
教育部長	会長が自らの思いを会場となるあま市文化会館の館長に話をしたところ、文化会館の館長からは、館長が今まで経験したイベント等のテクニカルな部分の助言を得られることとなっているようです。
	まずは、近隣住民の方々へのご挨拶からということは教えてもらっているとのことです。
委員	収支計画書には、D.J.やバンドの出演料の項目がないのは無料で来てくれるのだろうか。
	また、集客について若い人が主催したら口コミ等で勝手に来てくれるということなのか。
生涯学習課長	広報については、市内の飲食店にチラシ等を置くことや、SNS等を駆使して行うことです。
教育総務課長	3名の今までイベントを開催してきた社会人の監事の方々の助言を得ながら、おそらくこれくらいの出店や出店料は見込めるであろうと計画しているとのことです。
委員	キッチンカー等の出店料等は、3人の社会人監事から助言を得て、相場感含め聞いているということか。
委員	キッチンカー等は儲かるかもしれんと来ることは分かるが、ステージで出演してくれるD.J.やバンドも来てくれるのものなのか。
教育部長	間接的に聞いた内容ではありますが、目途はついたとのことです。
委員	そこまでしっかりと助言を得ながらやっているのであれば、あま市の教育委員会の後援なんか付けなくたって、若い方々のSNS等つながり等を活用して十分できるのではないか。
	何度も皆さんがあっしゃっているように、趣旨は大変ありがたく、良いことなので、実績を積んで、あま市から後援名義じゃなくて、後

	援のお金ができるくらいに発展できるとよいのではないか。
	行政だけでなく、あま市内的一般企業も後援に引き込んで、なにが しかの寄付をしてもらうことも、将来的にやっていければいいのではないか。
教育総務課長	収支計画書の寄付欄は、市内企業からの寄付を計画しているとのこ とで、既にいくつかの寄付を得ているとのことです。
委員	目標達成まではいっていなくても、もう集まりつつあるんですか。
教育総務課長	キッチンカーについても、キッチンカーを営む方々のSNSがある そうで、そこで情報拡散できれば、かなり話が広がることです。
委員	以前、地域の夏祭りでキッチンカーを呼ぼうとしたときには、キッ チンカー協会などに依頼すると、2台呼んで何万円とか支払わなくて はならないとのことだったが、今回のケースではお金がもらえる方な のですね。
委員	開催期日として忙しい時期なのではないか。
委員	お盆で帰省している方々もターゲットにしているとある。
委員	運営側のボランティアスタッフを集めることができるので心配だ ということです。
委員	あま市の方は、検討中とのことですが、どのように決めているのだ ろうか。
生涯学習課長	最終的には、市長の判断となります。
委員	教育委員会のように、討論して、賛成反対の採決で決めているわけ ではないということか。
生涯学習課長	先ほど委員がおっしゃったように、この収支計画書の金額で実施で きるのかということも心配されます。
	また、市の方については、検討中であるものの、あま市の後援とす るには時期尚早ではないかという考えもあるようです。
委員	この行事は、毎年やる予定であることですか。それとも、今回 限りの予定のことですか。
生涯学習課長	企画書では、継続していくことが重要であると記載されていること

	から、継続していく意思があると考えています。とはいっても、今回の初回がどうなるかによるとは思いますが。
委 員	趣旨は大変良いことであると思います。ぜひ頑張って成功させていただきたい。ただし、後援名義の許可ということでは、問題なく初回を終えて、次回以降で再度申請をいただいて検討することとしては、どうか。
委 員	まとめると、実績を積んでいただきたいということになるのか。
委 員	また、あま市の方針と合わせることとなる。
教 育 長	あま市が後援しないのに、教育委員会だけ後援することは考えにくい。
委 員	市の決定を待つとして、保留ということもありうるのか。
教 育 総 務 課 長	または、条件付きとするものか。
生 涯 学 習 課 長	許可か不許可かは決定していただきたい。
委 員	チラシ印刷のための期限はあります。
生 涯 学 習 課 長	後援名義の許可か否かと、チラシの学校への配布依頼の可否は、以前決定したように全く別な事柄であることに注意しなければならない。
委 員	本件であれば、学校を通じたチラシの配布依頼は、後援名義の許可が仮に出たと仮定しても、別な審査を要します。また、最終的には学校長判断となり、依頼を受けても配布されないこともあります。
委 員	後援名義の許可が出たとしても、それにかかわらず学校へのチラシ配布については、全く別な審査となることに留意いただきたい。
委 員	本件は、あま市を盛り上げようということなので、後援をするとしたらあま市でしていただきて、教育委員会としては、なしとしてもいいのではないか。市が後援するのであれば、それで十分なのではないか。
委 員	小中学生が行きやすい距離にあるイベントであることで、あま市の小中学生が自転車に乗ってたくさん行ったとき、いざ開催されてみれば、小中学生の保護者にとっては、好ましくないイベントである可能

	性があるのではないか。大学生や若者にとって楽しいイベントは得てして小中学生には早いと判断されることがあるのではないか。そのような時、教育委員会の後援がついていたとしたら、小中学生の保護者に対してどのような影響があるのか、実際のイベントが開催されてみないことには分からぬ部分があると思われる。1年間は様子を見たほうがいいと思います。
教 育 部 長	役員のうちにあま発未来創造塾のメンバーが含まれていることから、ここまで大きな集客を見込むイベントではないものの、別な枠組みで別なイベントであればという形で実績があるとみることもできるかもしれません。
委 員 員	何度も話が出ているように、趣旨はすごく良い。ただし、小中学生に対する部分も含めていろいろな懸念があることも事実である。また、少なくとも本行事としての実績もない。そこで、一回実施していくだけで、実績を積んでいただければ良いことなのではないか。そのうえで、次年度以降に再度申請していただけば、再度検討し、許可が出る可能性がないわけではない。
	先に委員がおっしゃったように、若者が主催し、若者が行きたいと思うような行事を開催したところ、小中学生も行きたいとなるような行事内容であったときに、それが保護者にとって行かせたくないと思うような行事である可能性もあります。
委 員 員	小中学生は行きたいと思う内容だろうね。
委 員 員	申請してくれた若者からすると、保守的すぎる決定かもしれません。
	昔と違って、SNS等の伝達手段はいくらでもあるので、どうしても教育委員会の後援名義の許可がなくてはということもないとも思われる。むしろ昔ながらの何とか委員会の後援というものが足を引っ張らないか。
教 育 部 長	市としての後援が出ても出なくとも、今回は教育委員会の後援名義の許可は出さず、実績を積んでいただくということでよろしいか。

教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	①キッズプログラミング体験&マネー講座 否認
	②ハワイアンキルト展 認定
	③N E O A M A F E S 否認
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	②を認定とする。
	①③を否認とする。
教 育 長	議案第29号「令和5年度あま市社会教育委員の委嘱について」
生涯学習課長	令和5年度あま市社会教育委員名簿（令和5年4月1日現在）のとおり。
	令和4年3月教育委員会でお認めいただいており、令和6年3月3日までの任期がございますが、このうち3名の変更があったところです。3名は、小中学校校長代表枠、保育園代表枠、青少年健全育成団体代表枠の各1名の合計3名です。なお、今回の3名の任期は、前任者の残り期間となります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	社会教育委員に限らずですが、これら委員の多くは充て職によるところが見受けられます。できる限りで良いので、極力いろいろな外部の人材を入れていただくよう努力していただきたい。
	もちろん地域のためにご尽力いただいているかたにお願いすることなので、悪いことではないです。しかし、どの会に行っても似たような顔ぶれが並ぶのも健全ではないとも思います。
	先ほどの後援名義の申請をしたような若い方にも、どこかの委員会でお力をお借りできないものかとも思います。

教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認としてよろしいか
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	日程5、その他報告事項
	(1)「令和5年6月25日付け教育委員会委員の異動(新任)について」
教育総務課長	令和5年6月24日に堀江委員が退任され、同25日に近藤真司さんが新たに教育委員に就任されるので、本通知を用いて関係各所へ通知します。なお、新教育委員については、3月定例議会において同意を得ていることを申し添えます。
	令和5年6月26日(月)にあま市長から辞令交付する予定です。
	任期は、令和5年6月25日から令和9年6月24日までです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「令和5年度海部東部教育委員会連絡協議会役員及び事務局長について(報告)」
教育総務課長	あま市教育委員会と大治町教育委員会で構成される海部東部教育委員会連絡協議会の令和5年度役員について、会長をあま市教育委員会溝口正己教育長職務代理者、副会長をあま市教育委員会小笠原英司委員、監事を大治町教育委員会大竹正吾委員、事務局長をあま市教育委員会教育部次長兼教育総務課長徳永増美津が務めることとなりましたので、ご報告します。
	なお、事務局はあま市と大治町が交代で担い、令和5年度と令和6年度は、取り決めによりあま市となります。その後、令和7年度に大

	治町へ移ります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	あま市2年、大治町1年の交代だが、そろそろ1年交代にはならないのか。
教 育 長	過去の経緯と、自治体の規模によるものと聞いています。
委 員 員	そもそも、この会を来年度以降今後も継続していくのかについて検証する必要があるのではないか。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「令和5年度あま市美和図書館運営協議会委員について(報告)」
生涯学習課長	令和5年度美和図書館運営協議会委員名簿(令和5年5月1日現在)のとおり。
	令和5年度と令和6年度の2年間の任期です。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(4)「あま市美和歴史民俗資料館の休館日変更について(報告)」
生涯学習課長	令和5年度「ときのきねんび展」を令和5年5月29日から7月2日までを会期として本年度も開催します。本展示会には毎年多くの保育園児、幼稚園児の来館があり、現在の月曜、火曜、金曜のみの開館日では見学の対応が困難であるため、会期中の水曜日を開館とするものです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	あま市美和歴史民俗資料館はとても手狭ですが、どこかもう少し広いスペースを借りて展示を行えたりするようにはならないか。本庁舎甚目寺庁舎は解体撤去ということだが、歴史民俗資料館として使わせてもらえるようにはならないのだろうか。

委 員	以前の総合教育会議でも市長にお願いしたところでしたが、難しい とのことでした。
委 員	学校の問題もあるが、こうした資料館の問題も教育委員会の所管事 項であるところで、もっと住民の方に来てもらえる資料館であるとい いなといつも思う。
委 員	公共施設再配置計画では、資料館はどうなる計画であったか。
生涯学習課長	美和の資料館が残る計画です。
委 員	甚目寺をなくして美和だけ残るのか。それにしては、小さいな。
教育部長	まずは、現在適応指導教室ビリーブも入っている甚目寺会館がなく ります。3階に甚目寺歴史民俗資料館が入っていますので、その収蔵 品を一時的に避難させる場所を確保する必要があります。それらを合 わせた収蔵庫を確保できないかと財政課とも協議を続けているとこ ろですが、今のところ決定にいたってはいません
委 員	歴史関係は、近隣市の清須市でもそうだったが、お金もかかるし、 期間も何十年とかかった。
委 員	園児等が来た時に、実際に触ったり使ったりするような体験型の行 事は行えないか。たしか戦後、昭和の生活雑貨などの収蔵品もあった ように記憶する。ただし、それを行うためのスペースがあればいいが、 美和民俗資料館内ではそのスペースも確保できない。
生涯学習課長	小学校の方に持ち込んで、出前授業として触っていただいたことは ありますし、そのような企画は実行可能です。
委 員	どの自治体でも、予算のないときに一番のしづ寄せがくる分野かと 思われますので、せっかく学芸員の方々が集めてくれたものを宝の持 ち腐れとならないように活用していただきたい。
委 員	歴史的な部分だとか、切り捨てては、あま市の売りがなくなってしまう。他県、他地区からあま市に来ていただいて、見て分かっていた だくような施設、行事等に乏しいと思う。
	せっかく戦国武将だとかの資源があるのに、それらを伝えることが できる何か、分かりやすく伝える何かがないので、もったいない。

	例えば、円周寺があっても、小笠原登先生がいても、あま市として伝える場所や何ががない。また、あっても、点であって線やルートや集積でない。
生涯学習課長	小笠原登先生の資料については、一部あま市人権ふれあいセンターを間借りして展示してはあります。
委 員	都市計画と同じで、計画的にどのような施設や行事などがあって、どのように人やお金を引き込むかと考えていかなくてはならない。
	あま市については、残念ながら歴史、観光についてはその点に欠けているように思われる。
委 員	お金が付きにくい施設、施策なので、継続的に訴えていかないとどんどん埋もれてしまうのではないか。
	せっかくの歴史資源があるのに、市民や市外の方が見に行ける場所があると良いと思う。
委 員	小笠原登先生の施設がひとつ、どんとあっても良いくらいだと思うのだが。
教 育 長	旧美和本庁舎は解体撤去とのことです、その用地の活用については既に決まっているのですか。
教 育 部 長	もちろん計画がないわけではないですが、表立って既に決定済みのものではありません。
委 員	お金がないというのが、一番の障害である。
委 員	それよりも道路をきれいにしてよっていう市民の声があるのも事実である。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
	議案第30号、第31号及び第32号並びにその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。

(傍聽人 0 人)

【次回予定】

- ・令和5年6月19日（月）午後2時00分 定例会

(あま市役所 2階 F会議室)

【閉会時刻：午後3時45分】

この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するために
ここに署名する

令和5年6月19日

教育長 伊藤克仁

教育長 職務代理者 溝口正己

委員 加江敏二郎

委員 小宮原英司

委員 田野奈津子

委員 吉川孝子

事務局 鮎久岸志